

1. 件名：新規制基準適合性審査（大山生竹テフラ噴出規模見直し）に関する事業者との面談（美浜3号炉、高浜1，2，3，4号炉及び大飯3，4号炉）

2. 日時：令和2年12月22日 17時00分～17時05分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

小西審査チーム員、鈴木審査チーム員

関西電力株式会社：東京支社 技術グループ マネジャー

5. 要旨

（1）関西電力株式会社から、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉設置変更許可申請（大山生竹テフラの噴出規模見直し）に係る説明資料について提出があった。

6. その他

提出資料：

資料1・・・美浜発電所の発電用原子炉の設置変更（3号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について

資料2・・・高浜発電所の発電用原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について

資料3・・・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第5条第2項第4号発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について
（美浜発電所）

資料4・・・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第5条第2項第4号発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について
（高浜発電所）

資料5・・・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第5条第2項第4号発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について
（大飯発電所）

資料6・・・美浜発電所 発電用原子炉の設置変更（3号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について

- 資料7・・・高浜発電所 発電用原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について
- 資料8・・・大飯発電所 発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について
- 資料9・・・美浜発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について
- 資料10・・・高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について
- 資料11・・・大飯発電所3号炉及び4号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について
- 資料12・・・美浜発電所3号炉 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について
- 資料13・・・高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について
- 資料14・・・大飯発電所3号炉及び4号炉 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について

以上